⑷　技術提案書を特定するための評価基準
ア　企業の実績及び能力
イ　配置予定管理技術者の経験及び能力
ウ　配置予定総括技術者、主任技術者及び担当技術者の経験及び能力
エ　業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他
オ　評価テーマに対する技術提案
3　手続等
⑴　担当部局
〒162―8801 東京都新宿区市谷本村町５―１　防衛省大臣官房会計課契約係　ＴＥＬ03―3268―3111（内線20814）
⑵　説明書の交付期間等
ア　交付期間　平成30年12月19日から平成31年１月15日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前９時30分から午後６時15分まで（正午から午後１時までの間を除く。）。
イ　交付場所　⑴に同じ。
ウ　交付の方法　紙媒体で手交する。
⑶　参加表明書の提出期限等
ア　提出期限　平成31年１月15日午後６時15分
イ　提出方法　電子調達システムにより提出する。紙見積合わせ方式による場合は、⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。
⑷　技術提案書の提出期限等
ア　提出期限　平成31年３月４日午後６時15分
イ　提出方法　⑴に持参又は郵送等する。
4　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金納付（金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。）
⑶　特定後契約を締結するまでに、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
⑷　契約書作成の要否　要。
⑸　技術提案書のヒアリングを行う。
⑹　関連情報を入手するための照会窓口上記３⑴に同じ。
⑺　上記２⑴イに掲げる級別の格付を受けていない単体企業又は上記２⑵に掲げる共同体としての資格の決定を受けていない者（競争参加資格の決定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も上記３⑶の参加表明書を提出することはできるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書を提出するためには、技術提案書を提出する時点において、級別の格付を受け、技術提案書の提出者に要求される資格を有していなければならない。
⑻　詳細は説明書による。
5　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Nobuki Sato, Special Officer for Accounts, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Defense.
⑶　Subject matter of the contact : JFY2019 Advisory Services for GOJ funded project regarding Relocation of the U.S. Marine Corps from Okinawa to Guam
⑷　Time-limit to express interests : 6 : 15 P.M. 15 January 2019.
⑸　Time-limit for the submisson of proposals : 6 : 15 P.M. 4 March 2019.
⑹　Contact point for documentation relating to the proposal : Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Defense, 5―1 Ichigayahonmuracho, Shinjuku-ku, Tokyo 162―8801 Japan. TEL 03―3268―3111 ex. 20814

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

平成31・32・33年度の物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等についての公示のうち、別記５「資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲」中の注に示す船舶類及び船舶整備の範囲について、国土交通省において、次のとおり公示する。
平成 30 年 12 月 19 日
国土交通省大臣官房会計課長　市川　篤志
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
⑴　物品の製造（船舶類）
②　Ａは総トン数300トン以上、Ｂは総トン数100トン以上300トン未満、Ｃは総トン数0.5トン以上100トン未満、Ｄは総トン数0.5トン未満
⑵　物品の販売、役務の提供等（船舶類及び船舶整備）
②　Ａは総トン数700（1,000）トン以上、Ｂは総トン数80（140）トン以上700（1,000）トン未満、Ｃは総トン数0.5（0.5）トン以上80（140）トン未満、Ｄは総トン数0.5（0.5）トン未満
⑶　上記⑴及び⑵は、契約担当官等が別記５の②「予定価格の範囲」により行うことを妨げるものではない。
注：旧船舶積量測度法により測度した船舶は（　）内の数値を適用する。

競争参加者の資格に関する公示

平成31年度在沖米海兵隊グアム移転に関する日本側負担事業に係る工事モニタリング補助業務に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。
平成 30 年 12 月 19 日
支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官　佐藤　伸樹
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13
1　業務概要
⑴　業務名　平成31年度在沖米海兵隊グアム移転に関する日本側負担事業に係る工事モニタリング補助業務
⑵　業務内容　本業務は、在沖米海兵隊のグアム移転に関して、日本国政府の財政支出で整備する事業（以下「日本側負担事業」という。）が適正に執行されるよう建設工事等の進捗の確認（定例会議及び現場確認等への参加及び支払い状況の確認を含む）、必要な検査への参加、契約変更等の調整に関する補助業務を行うものである。
⑶　履行期限　平成32年３月31日まで
2　申請の時期
平成30年12月19日から平成31年１月24日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前９時30分から午後６時15分まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
なお、平成30年12月19日以降（行政機関の休日を除く。）随時、申請を受け付けるが、開札の時までに共同体としての資格の決定を受けていなければならない。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（平成31年度在沖米海兵隊グアム移転に関する日本側負担事業に係る工事モニタリング補助業務）」（以下「申請書」という。）は、平成30年12月19日から〒162―8801 東京都新宿区市谷本村町５－１　防衛省大臣官房会計課契約係　電話03―3268―3111（内線20814）において共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に共同体協定書（下記４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
なお、申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。
提出場所は、⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。